在宅医療提供体制強化事業

市町村が行う介護保険制度における<u>「在宅医療・介護連携推進事業」</u>への支援等により、 地域における<u>在宅医療提供体制の強化</u>を図る。

メニュー	内容	実施主体	補助率
在宅医療支援グループの運営等	 ○ 在宅医療を実施する医療機関や地区医師会等が事務局となり、「在宅 医」や「在宅医療未経験の医師」、「急変時の受入を行う医療機関」に よるグループを編成し、主治医・副主治医制、休日夜間等不在時の代診 制、受入病床の確保を通じて、新たな在宅医を養成 ○ カンファレンスの実施、看取り・緩和ケア・リハビリなどテーマ別研 修に要する費用に対し補助 【基準額】6,030千円(経費項目ごとにも基準額有) ※開始時期、従事時間、代診・急変受入の実績により異なる。 	医療機関 郡市医師会 市町村	10/10
グループ制 がとれない 地域での在 宅医療体制 の支援	 在宅医療を担う医療機関が少ない地域(※)において、在宅医療を新たに、又は拡充して実施する際に要する次の費用に対し補助 ・休日夜間等不在時の代替医師にかかる費用 ・受入病床の確保費用 ・半径16kmを越えた訪問診療(診療報酬算定不可)に要する経費 ※ 在支診・在支病の合計数が3以下の市町村 【基準額】2,430千円(経費項目ごとに基準額有) ※開始時期等により異なる。 	医療機関 郡市医師会 市町村	10/10
訪問診療用 ポータブル 機器整備	○ エコー、心電図など訪問診療の充実に資する医療機器購入経費に対し 補助 【基準額】医療機関300万円、郡市医師会600万円	医療機関郡市医師会	1/2
訪問看護ス テーション 設置促進等	○ 訪問看護ステーション不足地域におけるステーション設置 等に対する立ち上げ支援 【基準額】設備(初度のみ)130万円 運営300万円○ 看取り・緩和ケア・認知症・リハビリテーションなど在宅医療に関する研修実施への支援 【基準額】研修 100万円	市町村	1/2

在宅医療提供体制強化事業

メニュー	内容	実施主体	補助率
在宅医療多 職種連携 ICTネット ワーク構築	〇在宅医療に関わる多職種間におけるICTを活用した情報共有ネットワーク構築のための設備整備に補助 【基準額】1医療機関等あたり2,150千円(経費項目ごとにも基準額有) ※医療機関間等における電子カルテ情報(CT等の画像情報含む)の共有を行うものは、地域医療情報連携ネットワーク構築事業	市町村、 医療機関 医師会	1/2
在宅医療多職種連携 ICTネット ワーク導入 アドバイ ザー	○地域にふさわしい継続性のある在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入に向けてICT専門家からアドバイスを受ける費用を補助(委託費、報償費等)【基準額】1医療機関等あたり 2,710千円※導入前、導入年、導入後のいずれか2年間限定	市町村 医療機 医師会	10/10